

【報告 1】避難勧告等の判断・伝達マニュアルの修正について

国が策定した「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 17 年に内閣府策定）の一部改定（平成 29 年）及び青森県が策定した平成 30 年度水防計画に基づき、青森市の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（第 1 編：水害、第 2 編：土砂災害、第 3 編：高潮災害、第 4 編：津波災害）について、

- 1 避難情報の名称
 - 2 避難情報ごとの住民に求める行動
 - 3 避難勧告等の発令の判断基準
 - 4 避難勧告等の伝達内容
 - 5 第 4 編：津波災害の新設
- 等を修正しました。

1 避難情報の名称に係る修正（全編共通）

修正前	修正後
① 避難準備情報	① 避難準備・高齢者等避難開始
② 避難勧告	② 避難勧告
③ 避難指示	③ 避難指示（緊急）

2 避難情報ごとの住民に求める行動に係る修正（全編共通）

	修正前	修正後
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外のものは、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動をできる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難は、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難は、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。

3 避難勧告等の発令の判断基準に係る修正

(1) 水害における避難勧告等の発令の判断基準に係る修正

ア 洪水予報河川における発令の判断基準

	修正前	修正後
避難準備 ・高齢者 等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ① 各水位観測所の水位が「はん濫注意水位」に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ② 当市に洪水警報が発表された場合 ③ ダム情報等により、著しい水位の上昇の可能性が高まったとき 	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が「避難判断水位」に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれる場合 2 指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が「氾濫危険水位」に到達することが予測される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ① 各水位観測所の水位が「避難判断水位」に達し（「はん濫警戒情報」が発表され）、さらに水位の上昇が予想される場合 ② 河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認した場合 ③ ダム情報等により、異常洪水時の操作に関する通知（サーチャージ水位を超えると予想され、下流の河川水位が急激に上昇する恐れ）があったとき 	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が「氾濫危険水位」に到達したと発表された場合（又は当該市町村・区域の危険水位に到達したと確認された場合） 2 指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 <p>※ 4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ① 各水位観測所の水位が「はん濫危険水位」に到達した場合 ② 堤防の決壊・水があふれるのを確認した場合 ③ 河川管理施設の大規模異常（堤体本体の亀裂、大規模漏水等）を確認した場合 ④ ダムによる計画規模を超える異常洪水時の操作に関する通知があったとき 	<ul style="list-style-type: none"> 1 決壊や越水・溢水が発生した場合 2 水位観測所の水位が「氾濫危険水位」を越えた状態で、水位予測により堤防天端高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合） 3 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）

イ 水位周知河川における発令の判断基準

	修正前	修正後
避難準備 ・高齢者 等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ① 各水位観測所の水位が「はん濫注意水位」に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ② 当市に洪水警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 1 水位観測所の水位が「避難判断水位」に到達した場合 2 水位観測所の水位が水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合

		<p>②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※避難判断水位、氾濫注意水位、水防団待機水位のいずれもが設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる。</p> <p>※ 2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p>
避難勧告	<p>① 各水位観測所の水位が「避難判断水位」に達し（「はん濫警戒情報」が発表され）、さらに水位の上昇が予想される場合</p> <p>② 河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認した場合</p>	<p>1 水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警報水位）に到達した場合</p> <p>2 水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、次の①～③もいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※ 2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※ 4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>
避難指示（緊急）	<p>① 各水位観測所の水位が「はん濫危険水位」に到達した場合</p> <p>② 堤防の決壊・水があふれるのを確認した場合</p> <p>③ 河川管理施設の大規模異常（堤体本体の亀裂、大規模漏水等）を確認した場合</p>	<p>1 決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>2 水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合）</p> <p>3 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</p>

(2) 土砂災害における避難勧告等の発令の判断基準に係る修正

	修正前	修正後
避難準備・高齢者等避難開始	<p>①大雨警報が発表されたとき</p> <p>②「土砂災害警戒情報」が発表されたとき</p> <p>③土砂災害危険度が注意レベルとなったとき（2時間後に土砂災害発生危険基準線を超過することが予想される）</p>	<p>1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合</p> <p>2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p> <p>注 1 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災</p>

		<p>害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。</p> <p>注 2 土砂災害に関するメッシュ情報は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記判断基準例1において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害に関するメッシュ情報の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）の発表に基づき避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討してもよい。</p>
避難勧告	<p>①大雨警報が発表されたとき</p> <p>②「土砂災害警戒情報」が発表されたとき</p> <p>③土砂災害危険度が警戒レベルとなったとき（1時間後に土砂災害発生危険基準線を超過することが予想される）</p>	<p>1 土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>2 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合</p> <p>3 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>4 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の推量の変化等）が発見された場合</p> <p>注 上記1～4以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。</p>
避難指示（緊急）	<p>①大雨警報が発表されたとき</p> <p>②「土砂災害警戒情報」が発表されたとき</p> <p>③土砂災害危険度が危険レベルとなったとき（土砂災害発生危険基準線を超過しており、土砂災害発生の危険性が非常に高い）</p>	<p>1 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合</p> <p>2 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>3 土砂災害が発生した場合</p> <p>4 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p> <p>5 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</p>

(3) 高潮災害における避難勧告等の発令の判断基準に係る修正

	修正前	修正後
避難準備・高齢者等避難開始	<p>① 台風・低気圧が接近・上陸が予想されるとき</p> <p>② 高潮警報（危険潮位＝標高1.1m）が発表されたとき</p> <p>③ 高潮防災施設から越波・越流が発生したとき</p> <p>④ 高潮防災施設の損壊を確認したとき</p>	<p>1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合</p> <p>2 高潮注意報の発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合</p> <p>3 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>
避難勧告	<p>台風接近に伴い、風雨が強まり避難が困難となる場合が多いことから、避難準備情報の基準を満たした時点で避難勧告、避難準備を検討する。</p>	<p>1 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合</p> <p>2 水位周知海岸において、高潮氾濫危険情報が発表された場合</p> <p>3 高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨に言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合</p> <p>4 高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が</p>

		<p>高い旨に言及される場合</p> <p>注 暴風警報等に記載されている警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）にも留意して、暴風で避難できなくなる前に避難勧告を発令する必要がある。</p>
避難指示（緊急）	避難勧告と同じ。	<p>1 海岸堤防等が倒壊した場合</p> <p>2 水門、陸閘等の異常が確認された場合</p> <p>3 異常な越波・越流が発生した場合</p> <p>4 潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合</p> <p>※ 危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を超えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位</p>

(4) 津波災害における避難指示（緊急）の発令の判断基準に係る追加

	修正前	修正後
避難指示（緊急）	記載なし。	<p>1 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合</p> <p>2 停電、通信途絶等により津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合（震度4以上）、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p>

4 避難勧告等の伝達内容に係る修正

(1) 水害における避難勧告等の伝達内容に係る修正

	修正前	修正後
避難準備・高齢者等避難開始	<p>こちらは、青森市（災害対策本部）です。</p> <p>昨夜から大雨により、</p> <p>①〇〇時間後には、△△川の水位が危険水位に達するおそれがあります。</p> <p>②△△川の水位が上昇し、今後、浸水が始まるおそれがあります。</p> <p>③△△川の水位が上昇し、今後、越水（溢水）するおそれがあります。</p> <p>④1時間後には道路冠水するおそれがあります。</p> <p>このため、（ただ今、）〇〇時〇〇分に××地区に対して避難準備情報を出しました。</p> <p>お年寄りの方など、避難に時間がかかる方は、直ちに（避難所の施設名）へ避難してください。</p> <p>その他の方も避難の準備を始めてください。</p> <p>（また、できるだけ、となり近所の方にも一声かけて避難してください。）</p>	<p>① 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。</p> <p>② こちらは、青森市です。</p> <p>③ 〇〇地区に〇〇川に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。</p> <p>④ 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。</p> <p>⑤ 次に該当する方は、〇〇（避難場所や避難所の名称）に避難を開始してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。 ・川沿いにお住まいの方（急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）については、避難を開始してください。 <p>⑥ それ以外の方については、避難準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。</p> <p>⑦ 避難場所や避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。</p>
避難勧告	<p>こちらは、青森市（災害対策本部）です。</p> <p>昨夜から大雨により、</p> <p>①〇〇時間後には、△△川の水位が</p>	<p>① 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。</p> <p>② こちらは、青森市です。</p> <p>③ 〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。</p>

	<p>ん濫危険水位に達するおそれがあります。</p> <p>②△△川の水位が計画水位を越えました。</p> <p>③△△川の水位が上昇し、今後、床下浸水が始まるおそれがあります。</p> <p>④△△川の水位が上昇し、今後、越水（溢水）するおそれがあります。</p> <p>⑤道路冠水がいたる所で発生しており、床下浸水の可能性が出てきました。</p> <p>このため、(ただ今、)〇〇時〇〇分に××地区に対して避難勧告を出しました。</p> <p>直ちに(避難所の施設名)へ避難してください。</p> <p>その他の方も避難の準備を始めてください。</p> <p>(また、できるだけ、となり近所の方にも一声かけて避難してください。)</p>	<p>④ 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。</p> <p>⑤ 速やかに〇〇(避難場所や避難所の名称)に避難を開始してください。</p> <p>⑥ 避難場所や避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。</p>
避難指示(緊急)	<p>こちらは、青森市(災害対策本部)です。</p> <p>昨夜から大雨により、</p> <p>①△△川の水位が危険はん濫水位に達し、かつ水位上昇のおそれがあります。</p> <p>②△△川の堤防が決壊する危険があります。</p> <p>③△△川の水位が上昇し、今後、越水（溢水）するおそれがあります。</p> <p>大変危険な状態です。</p> <p>このため、(ただ今、)〇〇時〇〇分に××地区に対して避難指示を出しました。</p> <p>直ちに(避難所の施設名)へ避難を完了してください。</p> <p>十分な時間のない方は近くの安全な建物に避難してください。</p> <p>(なお、浸水により、〇〇道路は通行できません。)</p>	<p>① 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。</p> <p>② こちらは、青森市です。</p> <p>③ 〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。</p> <p>④ 〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。</p> <p>⑤ 未だ避難していない方は、〇〇(避難場所や避難所の名称)に緊急に避難をしてください。</p> <p>⑥ 避難場所や避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。</p> <p>⑦ 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。</p>

(2) 土砂災害における避難勧告等の伝達内容に係る修正

	修正前	修正後
避難準備・高齢者等避難開始	<p>こちらは、青森市(災害対策本部)です。</p> <p>昨夜から大雨により、</p> <p>① 〇〇地区にがけ崩れの前兆現象があります。</p> <p>このため、(ただ今、)〇〇時〇〇分に××地区に対して避難準備情報を出しました。</p> <p>お年寄りの方など、避難に時間がかかる方は、直ちに(避難所の施設名)へ避難してください。</p> <p>その他の方も避難の準備を始めて</p>	<p>① 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。</p> <p>② こちらは、青森市です。</p> <p>③ 〇〇地区に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。</p> <p>④ 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。</p> <p>⑤ 次に該当する方は、〇〇(避難場所や避難所の名称)に避難を開始してください。</p> <p>・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に</p>

	<p>ください。 (また、できるだけ、となり近所の方にも一声かけて避難してください。)</p>	<p>時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。 ・崖の付近や沢沿いにお住まいの方(早めの避難が必要となる地区がある場合に言及)については、避難を開始してください。 ⑥ それ以外の方については、避難準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。 ⑦ 避難場所や避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。</p>
避難勧告	<p>こちらは、青森市(災害対策本部)です。 昨夜から大雨により、 ① ○○地区では土砂災害の危険性が非常に高まった。 ② ○○地区の斜面に亀裂が見られます。 このため、(ただ今、)○○時○○分に××地区に対して避難勧告を出しました。 直ちに(避難所の施設名)へ避難してください。 その他の方も避難の準備を始めてください。 (また、できるだけ、となり近所の方にも一声かけて避難してください。)</p>	<p>① 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。 ② こちらは、青森市です。 ③ ○○地区に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。 ④ 土砂災害の危険性が高まっています。 ⑤ 速やかに○○(避難場所や避難所の名称)に避難を開始してください。 ⑥ 避難場所や避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。</p>
避難指示(緊急)	<p>こちらは、青森市(災害対策本部)です。 昨夜から大雨により、 ① 近隣(○○地区)で土砂の移動現象が確認されました。 ② 近隣(○○地区)で重大な土砂災害前兆現象(山鳴り、流木の流失、斜面の亀裂)が確認されたの移動現象が確認されました。 大変危険な状態です。 このため、(ただ今、)○○時○○分に××地区に対して避難指示を出しました。 直ちに(避難所の施設名)へ避難を完了してください。 十分な時間のない方は近くの安全な建物に避難してください。 (なお、浸水により、○○道路は通行できません。)</p>	<p>① 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ② こちらは、青森市です。 ③ ○○地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。 ④ △△地区で土砂災害の発生(または、山鳴り、流木の流出)が確認されました。 ⑤ 土砂災害の危険性が極めて高まっています。 ⑥ 未だ避難していない方は、○○(避難場所や避難所の名称)に緊急に避難をしてください。 ⑦ 避難場所や避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。</p>

(3) 高潮災害における避難勧告等の伝達内容に係る追加

	修正前	修正後
避難準備・高齢者等避難開始	記載なし。	<p>① 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。 ② こちらは、青森市です。 ③ ○○地区に高潮に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。</p>

		<p>④ 高潮の危険性が高まることが予想されます。</p> <p>⑤ 次に該当する方は、〇〇（避難場所や避難所の名称）に避難を開始してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。 ・海岸沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）については、避難を開始してください。 <p>⑥ それ以外の方については、避難準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。</p> <p>⑦ 避難場所や避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。</p>
避難勧告	記載なし。	<p>① 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。</p> <p>② こちらは、青森市です。</p> <p>③ 〇〇地区に高潮に関する避難勧告を発令しました。</p> <p>④ 高潮の危険性が高まっています。</p> <p>⑤ 速やかに〇〇（避難場所や避難所の名称）に避難を開始してください。</p> <p>⑥ 避難場所や避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。</p>
避難指示（緊急）	記載なし。	<p>① 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。</p> <p>② こちらは、青森市です。</p> <p>③ 〇〇地区に高潮に関する避難指示を発令しました。</p> <p>④ 高潮の危険性が極めて高まっています。</p> <p>⑤ 未だ避難していない方は、〇〇（避難場所や避難所の名称）に緊急に避難をしてください。</p> <p>⑥ 避難場所や避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。</p>

(4) 津波災害における避難指示（緊急）の伝達内容に係る追加

	修正前	修正後
避難指示（緊急） ：大津波警報、津波警報が発表された場合	記載なし。	<p>① 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。</p> <p>② こちらは、青森市です。</p> <p>③ 大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。</p> <p>④ 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</p>
避難指示（緊急） ：停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合	記載なし。	<p>① 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。</p> <p>② こちらは、青森市です。</p> <p>③ 強い揺れの地震がありました。</p> <p>④ 津波が発生する可能性があるため、〇〇地域に避難指示を発令しました。</p> <p>⑤ 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</p>
避難指示（緊急） ：津波注意報が発表された場合	記載なし。	<p>① 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。</p> <p>② こちらは、青森市です。</p> <p>③ 津波注意報が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。</p> <p>④ 直ちに海岸から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</p>

5 その他の修正

(1) 用語の整理等

ア 「要援護者」を「要配慮者」に修正（全編共通）

イ 「はん濫」を「氾濫」（例えば、外水氾濫、氾濫危険水位等）に修正（水害）

ウ 「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に修正（全編共通）

エ 「青森市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」を「青森市避難行動要避難支援全体計画」に修正（全編共通）

(2) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所を追加、修正（水害、土砂災害）

(3) 避難すべき区域の追加(水害)

(4) 洪水予報河川・水位周知河川の水位発令基準点一覧の修正（水害）